

第4期第2回練馬区障害者地域自立支援協議会議事録

- 1 日時 平成28年11月7日(月)午前9時30分から10時45分
- 2 場所 区役所 庁議室
- 3 出席委員 高橋委員、金杉委員、森山委員、松澤委員、的野委員、市川委員、田中委員、北川委員、河合委員、安部井委員、鈴木委員、澤委員、栗原委員、林委員、古畑委員、山形委員、田中委員、岩田委員、石野委員、出口委員、藤巻委員
(以上21名)
※欠席委員 村塚委員
- 4 傍聴者 1名
- 5 配布資料 ①資料1 平成27年度障害者虐待への対応状況について
②資料2 練馬区障害者計画・第四期障害福祉計画
進捗状況の報告について
③資料3 練馬区公共施設等総合管理計画(素案)抜粋
④資料4 地域生活支援拠点等の整備について
⑤参考1 練馬区障害者計画・第四期障害福祉計画
進捗状況報告書
⑥参考2 第4期練馬区障害者地域自立支援協議会専門部会に
ついて
⑦参考3 共生社会の実現に向けた自立支援協議会の役割
津久井やまゆり園の事件を受けて
(神奈川県障害者自立支援協議会)

○会長

それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。今回は報告事項が3点ございますので、まずは「障害者虐待への対応状況について」というテーマから始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○障害者施策推進課長

資料1の説明

○会長

今の報告事項について私から質問させていただきたいのですが、全体の相談が34件、そのうち対応したのは6件程度という報告がありました。対応した6件以外は、結局対応をしないで済んだのか、様々な形で調整したのか、どのような判断をしたのか、それが非常に重要だと思っています。

相談があったが虐待ではない、と判断するには基準が問題になります。また、調整や相談により解決したものなどについても、どのような形で対応したのか、示していただいたほうがよいと思いますが、ご報告いただけますか。

○障害者施策推進課長

届出、通報を受けたものについては、必ずご本人と相手方のところに調査を派遣しています。お話を聞く中で、例えば暴言などについては、本人の受け止め方と事実が異なる場合もございますので、虐待ではないと判断する場合があります。施設関係については、施設と利用者の調整などで対応することもあります。

基本的には34件全てについて、対応をさせていただいております。

○会長

ありがとうございます。ここら辺は、一番専門性が要求されますので、ぜひ、窓口としても留意をしていただいて、窓口が機能するようにお願いします。他に、ご意見いかがでしょうか。

○委員

障害者虐待を防止する法律なので、防止するために、どういうことが虐待に通じるか、理解・啓発等も行っていかなければいけないと思います。

例えば家族が虐待のようなことをしてしまったとか、本人や周りからの通報は、グレーゾーンの部分もあると思うのです。それをその場限りではなくて、今後のリカバリーというか、メンテナンスというかたちでどこかにつないでいく。例えば相談支援事業所に相談するというようなことは、されたのでしょうか。

○障害者施策推進課長

基本的にはご本人を守るために、必要に応じてきちんと福祉事務所、保健相談所などを含めまして関係機関につないでおります。今後どのような生活をされていくか、どのように支援を受けていくかということ、継続的にみているところでございます。

○委員

相談支援の立場としては、相談を受けながら、ご本人の様子を見ながら、潜在的にある虐待に気付いていくのが役割のひとつかと思っております。その際に、虐待が起きやすいパターンというのを、つかんでおきたいと思うのです。

虐待の傾向等について、項目ごとに分けるだけでなく、さらにクロス集計したもの、例えば知的障害に関してはこのような虐待のパターンが多かったとか、施設の中ではこのようなパターンが多かったとか、その辺りのデータをさらにいただけると、今後の予防にも役立てていけるかと思いました。

○障害者施策推進課長

集計の仕方については、検討させていただきます。

○会長

ありがとうございました。アンテナの役割を果たすわけですので、それをどうやってつないでいくか、そこでのジャッジメントは、本当に専門性が問われる仕事でございます。そういう意味で、行政の責任と専門性をどう両立させて、調和しながら対応していただくか。

それから、こういう窓口があるということを区民の皆さんに知っていただ

くこと、周知が非常に大事だと思います。虐待という言葉自身がものすごくホットな言葉であり、避けたい言葉でありますので、逆に言うと、だからこそグレーゾーンの時、どうなんだろうかという時に、しかるべき対応、専門的な介入ができるように、窓口が機能してほしいと思います。

これは経験を重ねながら、いい役割が果たしていけるように、経験や事例を蓄積していくことが非常に重要です。お役所は人事異動があるので、蓄積するのは不得意なところがあるんですね。きちんと伝えて、経験を共有しながら的確な対応機関になっていくということが重要かと思います。

それでは、引き続き、「練馬区障害者計画・第四期障害者福祉計画 進捗状況」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

資料2の説明

○会長

それでは、どうぞ今のご報告に対してご質問等ございませうか。

○委員

訪問支援、アウトリーチ事業につきまして、お礼と質問がございます。

先週、都の福祉保健局と話をする機会があり、この事業について都内では練馬区と新宿区が先行して実施していると聞きました。今まで、都のセンターが年間10件程度、非常に重度のケースに対応していましたが、この事業を開始した結果、75名に及ぶ、今まで接触がなかった方々、あるいは治療がなされてなかった方々とのコンタクトが取れたということは非常に評価していると思います。それにつきましては、御礼申し上げたいと思います。今後、予算を削るような動きがあると聞いておりましたが、適切な予算配分をお願いしたいと思います。以上です。

○関保健相談所長

区独自のアウトリーチ事業につきましては、平成27年度から開始をしております。お話があったとおり、従来からの東京都の制度を利用した形で昨年度13件、それ以外に新たに地域精神保健相談員を導入しまして75名の方にアプローチができました。訪問した件数としましては129件でございます。

こちらについては、平成27年度の実績を検証しつつ、この事業を継続的に進めていくということで、予算を減額するといったような方向性はございません。以上です。

○会長

こういうある意味では予防的な機能や症状の軽減、社会とつながっているという感覚を持っていただくことがとても重要であり、とっても重要な事業だと思います。よろしく申し上げます。

よろしければ、つぎに練馬区公共施設等総合管理計画素案についての説明をお願いいたします。

○事務局

資料3の説明

○会長

ご質問、ご意見等ございましたらどうぞ。

○委員

心身障害者福祉センターについて、一部業務委託となっておりますけど、分かっているようでしたら、どの辺を委託するのかお聞きしたいと思います。

○障害者施策推進課長

心身障害者福祉センターについては、現在、中途障害者通所事業について、すでに一部委託しております。成人の通所部門は生活介護事業として直営でやらせていただいております。そういうことも含めまして、委託の運営実績を考慮いたしまして、業務委託の拡大とか、運営方法を検討するということになっております。

○会長

よろしゅうございましょうか。次の方、どうぞ。

○委員

福祉園、こども発達支援センターも同じような記載があります。福祉園、こども発達支援センター、心身障害者福祉センター、この3つの部門が、これからの検討の俎上にあがっていくと考えるとよろしいわけですか。

○障害者施策推進課長

そのとおりでございます。全ての施設について、現在の運営の方法がいいのか、どういう形が利用者の方にとって使いやすいか、サービスの向上になるかということも含めまして、運営形態、運営方法について検討してまいりたいと考えております。

○会長

指定管理というのは、私も審査をやったことがありますけど、なかなか微妙な話がありまして、行政的な運営のお金の面の効率性を追求すると質が落ちる。一方で、行政の中ではなかなか確保しにくい、民間の持っている専門性や経験を活かすために、委託をするというのが趣旨かと思っております。

神奈川県をやまゆり園では、公営施設を指定管理にしたときに、相当な切り下げがあったと聞いています。しかも私が驚いたのは、非常勤職員を神奈川県の最低賃金で募集しているたんです。要するに介護の仕事はその程度のものとしか見ない法人が運営していたって。

民間の専門性と経験を十分尊重して、それが発揮できるようにお願いすることがポイント。それが結果として、仕事として、会計とかお金の上だけではなくて、全体としての効率性、効果が図られるとよいと思っております。公営がいいとは、私は全然思っていないです。

そういう意味では、最適の選択をこの地域でしていただくという趣旨かと理解しております。一緒に知恵を絞っていくことができるような体制にしていきたい。

それでは、今日の非常に大事なテーマとして、障害福祉のキーになる地域生活支援拠点等の整備について、協議事項として上がっております。専門部

会においても、いろいろな議論をして、課題抽出等していただいております。大変大事なテーマでございます。それでは、ご説明をお願いいたします。

○事務局

資料4の説明

○会長

非常に大事な、練馬区の障害者支援の体制の根幹をなす話でございますので、練馬区方式というのを構築していただきたいと思っております。生活支援と居住支援と居住確保を、組み合わせて支援することが必要です。現実には、空き家が増えていますし、今後も増えると思っております。一方、障害者や高齢者の住まいがない。また生活保護を受給しておられる方も、家賃補助があると言っても、住宅確保が課題の一つとなっております。なかなか家主さんが貸したくないという現実もございます。そういうことも含めて、居住支援協議会というスキームも他区では作り始めております。福祉と不動産、住まいの関係を相互乗り入れする議論を持った協議会を、市区町村でつくりたいと思っております。ここでも障害者の住まいの確保はとても大きなテーマで、生活支援など、色々な見守りとセットで考える必要がある。拠点として想定されているような、区の公共的な施設として整備するという話と同時に、ここでサポートできる人は限りがありますから、できるだけ支援の幅を広げておくことが大切です。

一方で退院促進、地域移行が進み、地域で生活するという判断は大きな合意になり始めていますから、それを支える仕組みを地域で整備しておかないと。それも拠点のものと、広く浅くいろんな形でサポートできるもの、機能的に充実したものをどう組み合わせるかという、相当大事な論点が専門部会からも報告されています。緊急対応、ネットワーク、地域で集まる場所など、孤立や閉じこもりを防ぐ上でとても重要です。

それからもう一つ、高齢と障害と場合によってはシングルマザーを含めた子育て世帯のコレクティブハウス、シェアハウスという議論があります。僕らはそれを「とも暮らし」と読んでいますが、そういうこと含めたアプローチも考えられます。これは区が直営というよりは、民間のイニシアチブが絶対必要です。ただ、日本の住宅行政や消防行政が邪魔しておりまして、施設扱いをしてスプリンクラーを付ける、という話がすぐ出てきます。要するに、住まいと施設の間形態を、これからたくさん用意しなければいけない。

まずは全体の議論をするために、皆さまからご意見をいただきたいと思っております。差し当たりは拠点の整備の在り方が大変重要かと思っておりますが、それを順次いろんな形で広げていくという議論もあろうかと思っております。どうぞ、ご意見を。

○委員

私は、練馬区の介護保険協議会にも出席してございまして、今、次の介護保険計画の策定の議論をしています。介護保険では地域包括ケアシステムについて議論し、練馬区でも実施に向けて取り組んでいるところです。地域包括ケ

アシシステムは、高齢者が住まいの30分圏域で、医療、介護、福祉、その他の生活サービスを、面的に充実していくシステムを構築しようとするものです。

障害については、ゼロ歳から高齢期まで全ての年齢層がありますが、65歳以上になると、障害の方の自立を尊重しながらも、介護保険が優先になります。しかし介護保険と障害と、運営協議会に出ている、別の組織なんですね。ですから、特に65歳以上で介護保険に関わる障害の方の協議については、介護保険運営協議会も含めた中での意見交換が必要ではないか、というのが1つ。

あと、国は高齢者の今後の対応として、福祉園とか作業所も含めて、介護保険の事業をできやすくなるような動きもあるので、このような施策も含めて議論に入れていった方が良いと思います。以上です。

○会長

大変ポジティブで大事なご意見をいただきました。次の方、どうぞ。

○委員

ただいまのご指摘はごもっともでございます。私ども、特に考えておりますのは、障害者の高齢化です。よくいわれます「8060問題」とは親が80歳、子どもが60歳。精神障害者の場合、非常に高齢の障害者が多く、65歳以降の問題についてしっかり考えておく必要があります。

65歳になったとき、従来の障害福祉サービスによるサービスと、介護保険サービスを受けるわけでございますが、介護保険サービスの10%負担というのは非常に大きな負担になります。この面での配慮をやっぱり考えていただきたい。

それから、介護と障害福祉、両方の福祉サービスを使いたいとき、総合的に判断できる方々を養成するような方策を、考えていただきたいということでございます。地域の体制づくりの中で触れているように、「介護保険と障害福祉サービスを理解して、両方の支援ができる人」、これはしっかりフォローしていただきたい。

特に精神障害者の場合は、多くの方が薬の副作用等による肥満などの生活習慣病にかかっておられます。生活習慣病のために寿命を縮めるような方々も多いということもあります。10月中旬、日本病院・地域精神医学会をココネリホールでやっていました。そのなかに栄養管理セミナーがありまして、訪問看護の際に管理栄養士の方々を同道させて、実際の生活を見ながら栄養指導をしなければ、本来の、本当の意味での体質改善ができないというご意見がありました。そういう意味で、専門職の幅も考えて手を打つ必要があると思います。

以上、障害者の高齢化に伴う問題についてお願いしたいと思います。

○会長

ありがとうございます。大変大事な視点です。予防の話は高齢の議論として言われていますが、誰でも高齢になるので、それを障害とか高齢に分ける必要はございません。

食生活については訪問看護と栄養士、さらに歯科診療や歯科衛生士など、そういうことも含めて住まい方の中には、専門的なサービス、給付に属さない様々な指導的な情報提供などが必要な要素となります。実は、このような資源は少ないんです。特に役所が持っている資源は少なく、それをフルに使うとすると、制度を越えて、縦割りを超えないといけない。例えば総合相談事業の検討、これは地域との助け合いを含め、狭い意味での福祉ではなく医療ソーシャルワーカーなど他分野的な検討会が行われています。地域包括ケア研究会のほうは総合事業が始まりますが、将来的には地域丸ごとという方向へ行かざるを得ない。

例えば認知症の親と精神科病院を退院した子という家庭、または高齢の親と知的障害の子が同居している家庭などは、地域包括支援センターなどが色々な形で対応しています。これをどうやって広げていくか、やはり地域支援協議会だけでなく、高齢担当と色々な形で協議する機会があるとよいと思います。地域生活支援センターの皆さんから、課題提起等を含めて何かありませんか。

○委員

精神障害の方たちの場合、多くは突然その日体調が悪くなるのではなく、徐々に具合が悪くなり、医療的な対応が通常の通院以外に必要なようになってくる。一方で、精神障害の方が例えば地域生活支援拠点を利用することを考えると、むしろ同居しているご家族が急な病気で倒れてしまい、緊急入院になったとき等に、精神障害の方は急に入るグループホームや短期入所、ショートステイを使う場所がなく、今までは緊急的には入院という対応をしていかざるを得ないような状況があります。何とか地域で生活するのであれば、例えば通所している作業所の職員が毎日家まで迎えに行ったり、電話をかけたりというところで対応してきています。そういうことを考えていくと、ご家族の入院や緊急的な対応のために、その人の地域生活が入院という形で分断されるのではなくて、より地域に近い短期入所できるグループホームが幾つかあることで、その人の地域生活が担っていけるのではないかと考えています。

○会長

ありがとうございました。これは次回も多分大きな議論のテーマになろうかと思いますが、次の障害福祉計画の主要テーマになるという理解でよろしゅうございますか。

○事務局

事務局でございます。障害福祉計画につきましては。また別に議論をさせていただきたいと思っております。

○委員

身体障害者の老いは、早いです。44歳で、もう体は65歳という判定がでました。今後、介護保険とどのような関係になっていくのか、不安があります。私の所属する団体には100名の会員がおります。皆さんに介護保険の知識を聞いていただきたいと思います。皆さんの知識を増やしていくこと

がすごく必要な時が来ているというのが私の感想です。

○会長

これは大変大事なご提案で、何を考えるのも、基本的な制度の運用の知識、具体的な知識が必要です。

平成12年改正の時、介護保険と障害を一緒に運用する話がありましたが、挫折をいたしました。これは当事者もさることながら社会福祉法人や障害者団体があまり乗り気ではなかった。当事者の皆さんも給付削減だと理解されて、反対されて挫折しましたが、今、いよいよお金がなく財務省はほんとに厳しいです。障害は100%公費ですから、給付がどんどん伸びています。そういうことを含めて財源確保と望ましい居住、生活支援、それから専門的支援と居住支援、住まいをどうするかということまで含めて、制度の議論だけでなく地域でいろんな支援体制を組んでおかないと、内実が伴いません。どんな制度変更があっても、地域できちんとした支援体制ができて、それも量の確保がこれから重要です。どうしても今までは「こういうのをつくりました」という話になりますが、実は厚みと広がりがないと、そのサポートに落ちてしまうような、狭間で大変ご苦労なされる方が拡大することがあってはいけません。そういうことも含めた検討を、地域生活支援拠点の議論を手掛かりにしながら、少し深めていけたら大変ありがたいと思います。

では、事務局から何かありますか。

○事務局

この地域生活支援拠点を含めて、総合支援法の改正に伴い、新たなサービスも出てまいります。障害のある方のために他業種のサービスを含めてどのように地域の中で使っていけるのか、皆様と一緒に考えてまいりたいと思いますので、引き続きご議論をよろしくお願いたします。

次回の日程につきましては、3月ごろを予定しております。会長、副会長と日程調整をしまして、あらためてご連絡いたします。

○会長

それでは、また専門部会で議論を積み重ねていただいて、引き続きこの協議会で議論を続けていくということになるかと思いますが、充実した協議を行いたいと思いますのでひとつよろしくお願いたします。

皆様、本日はありがとうございました。

以上